

令和8年度京都府立与謝の海支援学校マイクロバス賃貸借業務仕様書

1 車種・台数等

マイクロバス1台

定員 28～29名

(補助席を含む。ただし、補助席以外の座席は20席以上確保すること。)

2 賃貸借期間

令和8年4月7日から令和9年3月19日まで

学校休業日(夏季・冬季)等を除く288日

令和8年4月7日～7月17日 102日

令和8年8月31日～12月22日 114日

令和9年1月7日～3月19日 72日

ただし、日数については予定であり、行事や授業計画等により変更することがある。

3 車両の受渡場所

有限会社チームワーク(本校がスクールバス運行業務を委託している業者)が借り受ける駐車場

住所: 京都府与謝郡与謝野町字岩滝小字大風呂1181

なお、学期ごとの開始日の前日納車、終了日の運行終了後引き取りとする。

納車・引取りについては、事前に連絡・調整とする。

4 車体条件

(1) 車種

代表車種: 三菱ローザ、トヨタコースター、日野リエッセ、日産シビリアン

(2) 変速

MT・AT 問わない

(3) 装備

ア 車内荷物棚

イ 車内カーテン

ウ パワーステアリング

エ ラジオ

オ 標準車載工具

カ スペアタイヤ等パンク応急修理用品

キ 夜間照明灯

ク バックカメラ、モニター

ケ エアコン

コ 灰皿及びカップホルダーは取り外し可能なら取り外して納車

サ 冬季は冬用タイヤ装備

(4) 新車登録後7年以内の車両であること

(5) 次の補償以上の保険に加入すること

ア 対人賠償 無制限

- イ 対物賠償 無制限（免責なし）
- ウ 車両 時価（免責なし）
- エ 人身傷害 1名につき最高3,000万円

5 その他

- (1) 車検、定期点検は、本業務請負事業者の負担で学校休業期間中に実施すること。やむを得ず学校休業期間外での実施となる場合は、事前に当校に連絡の上、調整を行うこと。
- (2) 故障等によりマイクロバスの運行ができない状況が生じた場合は、代替車両の手配等適切な対応を行うこと。
- (3) 本業務で使用するマイクロバスは、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第29条の2第2号に定める通学を目的とした自動車に該当し、バス車内の置き去り防止を支援する安全装置を設置する必要があるため、本業務請負事業者は安全装置の設置について同意すること。

なお、設置に係る安全装置、取り付け及び取り外しに係る作業経費は京都府が負担し、期間終了後に原状回復して返却する。